

# 被災生活の環境整備と 再建早期化に関する資料

- P1-5 避難所について
- P6-8 復旧過程における各種支援について
- P9-11 激甚災害の指定について
- P12-13 住家の被害認定について
- P14 茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書
- P15 福知山市から常総市に提供された資料
- P16-17 豊岡市長から広島市長に提供された資料

平成27年11月17日  
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ(第1回)

# 避難所の状況について

## 避難所の開設状況（災害発生時）

### 茨城県（9月11日時点）

	設置個所	避難者数
被災自治体計	137か所	8,871名
※常総市 (市外設置分含む)	39か所	6,223名

### 栃木県（9月10日時点）

	設置個所	避難者数
被災自治体計	82か所	2,677名

### 宮城県（9月11日時点）

	設置個所	避難者数
被災自治体計	196か所	2,052名

## 現在の避難所の開設状況

11月11日現在  
常総市に6か所、つくば市に4箇所の計10か所開設中  
避難者247名（すべて常総市民）

11月2日現在  
小山市に1か所開設中

9月23日12:00をもって  
県内全避難所を閉鎖

※県又は市の独自財源等による開設を含む

# 避難所の状況について

平成27年9月関東・東北豪雨災害の発生



## 1. 避難所等の生活環境の整備等について（発出）

9月10日（木）に茨城県、11日（金）に栃木県、宮城県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」を発出し、避難所の状況を把握するとともに、**要配慮者への十分な配慮と、避難所の生活環境の整備等について依頼。**

## 2. 避難所運営に関する意見交換

避難所ごとに待遇が異なるなど課題を受け、9月29日（火）茨城県常総市内にて、避難所の運営状況等について、**内閣府・茨城県・常総市・NPOの4者で意見交換を行った。**



**県・市・社会福祉協議会・NPOの代表者による意見交換を定期的に行い、要配慮者への対応、避難所の格差解消に向けて連携が強化された。**

## (参考) 現行の仕組みや制度の変遷(避難所関連)

### 東日本大震災(平成23年3月)

被害状況: 人的被害21,839名(死者・行方不明者) (M9.0の地震によって多数の地域住民が被災)

<顕在化した主な課題>

- ・被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた
- ・多くの高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災したが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかった

### 災害対策基本法の一部改正(平成25年6月)

<施策のポイント>

- ・指定避難所の指定制度が設けられた(第49条の7)
- ・避難所における生活環境の整備等についての規定が設けられた(第86条の6)

### 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月)

<施策のポイント>

法改正を受け、市町村(特別区を含む)等には、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組にあたっての参考となるよう策定

広島土砂災害等近年の災害における状況も踏まえ、平成27年7月16日「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を設置し、避難所の生活環境整備に関する論点について検討中

# (参考) 現行の仕組みや制度の変遷(避難所関連)

## 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要 (1 / 2)

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

### 〈構成と主な内容〉

#### 第1 平常時における対応

##### 1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

##### 2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

##### 3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

##### 4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄（アルファーマ等の白米 と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、 自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

##### 5. 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

# (参考) 現行の仕組みや制度の変遷(避難所関連)

## 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要 (2 / 2)

### 第2 発災後における対応

#### 1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

#### 2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

#### 3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

#### 4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

#### 5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

#### 6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルート の確立

#### 7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口 の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

#### 8. 在宅避難

- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施(状況把握等)

# 復旧過程における各種支援(行政)

## ○有料道路の無料化【栃木県、茨城県】

関東・東北豪雨の被災地支援活動に係る有料道路の無料化措置について、茨城県及び栃木県における支援活動のための有料道路の無料化措置を講じた。

※栃木県は11月4日(水)、茨城県は11月30日(月)までの措置

## ○平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資【茨城県】

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により、経営の安定に支障を来している中小企業の資金繰りを支援

## ○平成27年9月関東・東北豪雨緊急対策資金【栃木県】

関東・東北豪雨により直接被害を受けた方、売上げが減少するなど間接的な被害者を対象とした資金を創設し、県内中小企業の資金繰りを支援

## ○平成27年9月関東・東北豪雨緊急対策資金利子補給事業【栃木県】

直接被害を受けて、平成27年9月関東・東北豪雨緊急対策資金等を利用した中小企業に対し、利子補給を実施

## ○被災中小企業・小規模事業者対策【経済産業省】

宮城県、茨城県、栃木県の市町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の実施、セーフティネット保証4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用の措置を講じた。

# 復旧過程における各種支援(行政)

## ○電気の災害特別措置 【経済産業省】

災害救助法が適用された市町村において、被災した電気の需要家に対する特別措置の認可を行った。

## ○ガスの災害特別措置 【経済産業省】

災害救助法が適用された市町村において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可を行った。

## ○科学研究費補助金(特別研究促進費)の交付 【文部科学省】

関東・東北豪雨の要因や行政対応などを調べるため、総額1700万円の科学研究費補助金を京都大防災研究所教授らのグループに交付。

## ○被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等 【農林水産省】

関東・東北豪雨により被害を受けた農林漁業者等においては、農業経営等に支障を来すことが懸念されることから、被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、農林中央金庫等に対して依頼

※本措置は今般の関東・東北豪雨に伴う措置であり、必ずしもすべての災害に適用されるものではない。

## ○常総市災害情報マップの作成 【防災科研】

現地にスタッフが入り、防災科研が開発したWeb地図システム導入・支援を行い、迅速な被災状況把握や被災者支援、復旧計画立案、災害ボランティアセンター運営等に寄与

# 復旧過程における各種支援(行政、医療機関、大学)

## ○救護班の活動状況(9月11～25日)

- DMAT(茨城県、千葉県、埼玉県、神奈川県) 88 チーム(9月11日～14日)
- 東京都医療救護班(DMATと一体で運用) 11 チーム(9月11日～12日)
- 日本赤十字社救護班 21 チーム(9月11日～25日)
- JMAT茨城(茨城県医師会の医療チーム) 5 チーム(9月11日～17日)

## ○健康管理支援等

- 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県内の一部避難所において、県内の保健師が避難者の健康支援を実施
- 茨城県から保健師の派遣要請を受け、厚生労働省が県外からの派遣調整を実施。7チーム(群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県)が派遣準備(1チーム2～3名の保健師で構成)。9月15日から活動(9月25日で終了)
- 近隣県の看護協会から茨城県へ「災害支援ナース」を延べ488人派遣  
【公益社団法人日本看護協会】

## ○医薬品の提供支援等

- 避難所における医薬品ニーズに対し医薬品を供給 【茨城県薬剤師会】

## ○心のケア

- 避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応 【茨城県の精神医療チーム】
- 避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応 【日赤こころのケア班】

「平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況及び対応について(厚生労働省 平成27年10月23日時点)」より

## ○筑波大学における支援活動

- 10日、附属病院に災害対策本部を設置し24時間体制で、附属病院DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣、被災地域の病院からの入院患者の受け入れを実施
- 飲料水、消毒薬、保存用パン、マスク等の支援のほか、400名を超える学生・教職員がボランティアとして活動

# 激甚災害の指定について

▶「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、**激甚災害に指定**されると、公共土木施設や農地等の災害復旧事業における国庫補助率の嵩上げ等の**財政的な特別措置**が講じられる。

【関東・東北豪雨における  
激甚災害指定までの流れ】

災害発生

関係省庁による技術的な支援  
被災自治体へ職員等を派遣し、  
・被災状況調査  
・排水ポンプ車による排水作業  
・救急、救命作業 等を実施

被害見込額の算定

▶ 都道府県・市町村による**被害額の算定** (公共土木施設等、農地等、中小企業等)

▶ 都道府県からの報告に基づき各省庁が**査定見込額等を算定**し、  
内閣府へ報告 (国交省、農水省、経産省等)

基準への該当性判断 (内閣府)

指定手続き (中央防災会議への諮問、政令手続き等)

激甚災害の指定

災害終息から閣議決定まで ① : **25日間** ② : **46日間**

- |             |                    |        |               |
|-------------|--------------------|--------|---------------|
| ▶ 公共土木施設等 : | 福島県南会津町及び昭和村を対象に指定 | 【早期局激】 | (10月 6日閣議決定)① |
| ▶ 農地等 :     | 全国を対象に指定           | 【本激】   | (10月 6日閣議決定)① |
| ▶ 中小企業 :    | 茨城県常総市を対象に指定       | 【局激】   | (10月27日閣議決定)② |

# (参考) 激甚災害制度について

## 制度の概要について

災害の発生

### 公共土木施設等の被害

河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、下水道、公園等  
 公立学校、公営住宅、生活保護施設、児童福祉施設等

### 農地等の被害

農地、農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設等

### 中小企業者等の被害

特別相談窓口の設置、災害復旧貸付、セーフティネット保証4号の発動等の支援措置

## 災害復旧国庫補助事業

概ね6割～8割程度

2分の1から3分の2

8割程度  
(共同利用施設は概ね2割)

激甚災害の指定

激甚災害の指定

激甚災害の指定

**国庫補助率の嵩上げ措置が講じられる(1～2割程度)**

・災害関係保証の特例  
 ・事業協同組合等の災害復旧事業に対する補助

## 指定の基本的な流れについて

(公共土木・農業の場合)

災害の発生

都道府県・市町村による被害額の算定

各省庁による査定見込額の算定

激甚災害(本激)指定基準

<基準に該当>

<基準に該当せず>

**本激に指定**

局地激甚災害指定基準

<基準に明らかに該当>  
(査定見込額が基準の2倍超)

<左記以外>

**早期局激に指定**

引き続き査定額の算定

局地激甚災害指定基準

<基準に該当>

**年度末局激に指定**

## TEC-FORCE・海上保安庁等の活動状況

- リエゾンを派遣し、自治体との連絡調整にあたり、支援ニーズの把握など自治体をサポートする活動を実施。
- 全国の地方整備局等よりTEC-FORCE及び災害対策用機械等を派遣し、被災状況調査や24時間体制による緊急排水などの災害対応を実施。
  - リエゾン派遣数 : のべ 227人・日(9月9日～10月2日までの実績)
  - TEC-FORCE派遣数 : のべ1,881人・日(9月9日～10月5日までの実績)
- 海上保安庁はヘリにより9月12日までに107名を救助。

■被災状況調査に向かう防災ヘリ  
(関東地整)



■常総市大生小学校周辺での  
緊急排水活動(茨城県常総市)



■24時間体制による緊急排水活動  
(茨城県常総市)



■捜索活動関係機関への情報提供  
(茨城県常総市)



■浸水区域の被災状況調査  
(茨城県常総市)



■報道関係者に排水状況を説明  
(宮城県大崎市)



■大崎市長に活動完了を報告  
(宮城県大崎市)



■海上保安庁による  
吊り上げ救助の様子(茨城県)



# 住家の被害認定について

今回の水害時における主な状況 (床上浸水以上の被害が200戸以上の地方公共団体)

## ○被害認定調査・罹災証明書交付のスケジュール

第1次調査（浸水深による判定）については、どの地方公共団体も災害発生から1ヶ月以内に完了。

※ 第1次調査の調査期間は、発災から1ヶ月以内を目処とすることを内閣府から周知。

## ○被害認定調査・罹災証明書交付の実施体制

常総市では被災した住家が多かったため、県に対して支援を依頼。

- ・第1次調査については、市の要請により、県建築指導課が職員を派遣。（平均12人/日）。
- ・また、京都府福知山市、つくば市、防災科学技術研究所が自主的に人的・技術的支援を実施（調査計画策定支援、地図出力、罹災証明書発行システムの活用支援等）。更に、内閣府の要請により、国土交通省関東地方整備局が実施した被害状況調査の結果を提供。
- ・第2次調査にあたっては、茨城土地家屋調査士会が無償で協力（平均10人/日、計60人日）。現在は茨城県建築士会が調査に協力している（平均10人/日）。

※ 庁内のみで必要な人員を確保できない場合、都道府県に相談し、他団体に応援を依頼することを内閣府から周知。

※ 住家被害認定調査の迅速かつ的確な実施を支援するため、内閣府から職員を派遣し、市町村職員向け説明会を実施。（9/17栃木県、9/18宮城県。茨城県に対しても説明会を実施する際には内閣府から職員を派遣する旨を伝え、資料送付。）

# 住家の被害認定について

## ○被害認定調査・罹災証明書交付を迅速に進めるための工夫

- ・申請によることなく、被害があった地域の全ての家屋を調査。第2次調査は更に調査を効率化させるため、タブレット端末により調査を実施。
- ・他地方公共団体のHPで、罹災証明書の交付要綱、交付方法、様式等について事前調査を実施するとともに、近隣の被災自治体と電話による情報交換を実施。
- ・住民基本台帳を活用し、調査対象住宅リストを作成。調査対象住宅リストに記載されていない建物や、居住のため使用しているか判断できない建物について全て調査。調査漏れの家屋が出ないように、市関係各課との情報共有を随時実施。他の部・課、支部の職員に協力を要請し、短期間で調査を実施。
- ・担当部署以外の職員の協力を得て、在宅率の高い休日にまとめて調査を実施。

## (参考) 住家被害認定について

### 第1次調査（浸水深による判定）

（戸建ての木造・プレハブ造1～2階建てで、泥流や瓦礫等による外力被害があるもの）

※大規模に浸水したエリアの調査迅速化のため  
東日本大震災から適用。



全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない
住家流出又は1階天井以上の浸水	床上1m以上の浸水	床上浸水	床下浸水

浸水深の最も浅い部分で測定

### 第2次調査（傾斜・部位による判定）

（集合住宅等及び被災者から申請があったもの）

※外壁、内壁、床、基礎、建具、設備等の部位ごとの損害割合を合計

$$[\text{住家の損害割合}] = [\text{外壁の損害割合}] + [\text{内壁の損害割合}] + \dots + [\text{設備の損害割合}]$$

全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない
損害割合50%以上	損害割合40%以上50%未満	損害割合20%以上40%未満	損害割合20%未満

茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書

古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町に対する、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (8) 原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する協定市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

（応援の自主出動）

第4条 大規模災害の発生により、被災した協定市町と連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められたときは、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

2 自主出動し応援を行った協定市町は、応援内容等を被災した協定市町に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災した協定市町に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員派遣に要する経費の負担は、応援を行う協定市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、資機材及び物資の提供その他応援に要する経費は、応援を受ける協定市町の負担とする。ただし、応援を受ける協定市町との協議により、応援を行う協定市町が負担することで合意した場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第9条 この協定は、平成25年2月19日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、この協定書を11通作成し、協定市町署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

古河市長

菅谷憲一郎

結城市長

前場文夫

下妻市長

稲葉本治

常総市長

高杉徹

笠間市長

山口伸樹

筑西市長

吉澤範夫

坂東市長

吉原英一

桜川市長

中田裕

八千代町長

八久保司

五霞町長

染谷森雄

境町長

野村康雄

被災された皆さまへ

福知山市役所からのお知らせ

8月16日から大雨により被害に遭われた皆さまに心からお見舞い申し上げます。市では皆さまが一日も早く元の生活をとり戻されますよう、次のことに取り組んでいます。

**1 被災者相談窓口を設置** 特別対策チーム：Tel.××-××××

設置場所 市役所本庁 1階 ロビー Tel.××-××××

取扱内容 総合相談、リ災証明書の申請など

**2 車や家財などの被災者証明書の発行** 税務課：Tel.××-××××

発行場所 税務課、三和支所、夜久野支所、大江支所の各窓口

必要なもの 印鑑 被災状況のわかる写真（携帯電話などで撮影したもの可）

**3 家屋など被害状況の確認** 税務課：Tel.××-××××

被災された地域の各戸に訪問し、被災状況の確認に伺っています。

**4 家屋のり災証明の発行** 税務課：Tel.××-××××

発行場所 市役所1階特設会場、大江支所の窓口

必要なもの 調査時にお渡しする調査済証、印鑑、運転免許証などの本人確認ができるもの

※り災証明の発行は、調査が完了した家屋から地区ごとに「発行開始日」を定め、9月3日（水）から順次発行を開始します。詳しくはホームページに掲載しております地区ごとの発行予定を御覧ください。

**5 災害ごみの処理** 環境政策室：Tel.××-××××

家庭系・事業系にかかわらず、環境パークへの持ち込み（8月中は、土・日曜日  
も開場）は、自治会長の証明により無料です。事業所のゴミは収集しません。

ア 臨時置き場に集めていただいたごみ 順次、市内各所で回収しています。

イ 環境パーク持ち込み 午前8時30分～正午・午後1時～午後4時30分

ウ 市民の皆さんへのお願い

- ・生活系のごみ処理を最優先に対応します。非常時ですができる限り、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、家電リサイクル指定品（テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫）の分別にご協力をお願いします。
- ・田畑などへの流木は、自治会で取りまとめて環境政策室にご連絡ください。
- ・家庭ごみは、各自治会で決められた場所に分別し置いてください。

**6 住宅等に侵入した土砂の処理** 環境政策室：Tel.××-××××

市が回収して回りますので、ご自宅等の前の道路に集めておいてください。ご自身で撤去処分される場合は、荒河の福知山終末処理場の温水プール側入口から進入したところにある処分場にお持ちください。

**7 上下水道使用料の減免・納期限延長** お客様サービス課：Tel.××-××××

清掃など災害復旧に使用した分の料金を減免します。申請は不要です。

被災された人の9月・10月分の納期限を12月9日まで延長します。

裏面あり

**8 浸水した家屋の防疫（消毒）** 生活交通課：Tel.××-××××

各地域ごとに消毒液の散布を実施しています。

**9 市営・府営住宅の一時入居** 建築課：Tel.××-××××

一時入居先として、市営住宅、府営住宅などを提供します。

**10 住宅相談会** 建築課：Tel.××-××××

被災された家屋の修繕や工事の技術的相談、概算費用など。

8月25日（月）9：00～17：00 市民交流プラザ4階けやきの間

8月26日（火）9：00～20：00 市民交流プラザ4階うぐいすの間

**11 被災住宅の応急修理制度** 建築課：Tel.××-××××

被災により住宅が半壊以上の損壊により、日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理で、自ら修理することが困難な方は、市が業者に依頼して実施します。

**12 国民年金保険料の免除・手帳などの再発行** 市民課：Tel.××-××××

申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。

年金手帳や年金証書などを紛失・き損などされた場合は、再発行申請してください。

**13 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免など** 保険課：Tel.××-××××

災害により、お住まいの住宅及び家財に著しい損害があった場合、申請によりその程度に応じて保険料を減免、徴収猶予します。また、窓口一部負担金の免除を受けられる場合があります。保険証などを紛失・き損などされた場合は、再発行申請してください。

**14 税の減免・猶予** 税務課：Tel.××-××××

個人市市民税、固定資産税について、被災者の所有に係る住宅または家財に受けられた損害の程度により、軽減・免除・猶予します。

**15 介護保険料の減免・利用者負担の減免** 高齢者福祉課：Tel.××-××××

災害により、お住まいの住宅及び家財に著しい損害があった場合、申請によりその程度に応じて保険料を減免、徴収猶予します。また、被災された方が介護サービスを利用された場合、利用料の一部を軽減できる場合があります。

**16 住民共助による土砂等撤去補助金交付** 危機管理室：Tel.××-××××

個人住宅などで土砂崩れがおこり住民生活に支障がある場合で、自主防災組織が自治会で土砂などの障害物を除去されるとき費用の一部を助成します。

**17 その他**

8月31日に予定しておりました地域防災訓練は中止となりました。

緊急

平成26年8月20日

広島市長 松井 一實 様

兵庫県豊岡市長 中 貝 宗 治

このたびの局地的な豪雨による土砂災害、心からお見舞い申し上げます。

豊岡も平成16年、台風23号で円山川が決壊し大被害を受けましたので、人ごとでなく、胸が詰まる思いです。御市でも松井市長のリーダーシップと住民の皆様不屈の精神で必ずこの困難を乗り越えられるものと信じます。

大水害が毎年各地で起きていますが、私たちは、甚大な水害を経験した市区町村長が集まり、水害サミットを開催し、水害の経験から得られたトップの心構えを別紙のとおり要約しています。

ご存知のことばかりかもしれませんが、老婆心ながらその内容を取り急ぎお伝えさせていただきます。

厳しい日々が続くと思いますが、松井市長、職員、住民の皆様のご頑張りを応援しています。

兵庫県豊岡市連絡先

秘書広報課秘書係 電話 0796-23-1114(直)

FAX 0796-24-1004

※ 水害サミットの議論の中から得られた災害時の対応について、「水害サミットからの発信」として公開しています。本市のホームページの「災害・防災情報」からも、そのページ（「水害サミットからの発信」）へリンクさせておりますので、一度ご覧いただきたいと思ひます。

<http://www.mlit.go.jp/river/suigai/index.html>

別紙

## 災害時にトップがなすべきこと

### 1 「命を守る」ということを最優先し、避難勧告を躊躇してはならない。

命が最優先。空振りを恐れてはならない。

深夜暴風雨の中でも避難勧告等を出すべきか悩みが深い、危険が迫っていることを伝えなければならない。事前に、真夜中であっても放送等を行うことを伝えておくこと。避難には、避難所に逃げる「水平避難」と、自宅の2階以上の高いところで山から遠い側に逃げる「垂直避難」がある。そのことを日頃から住民に伝え、どちらが助かる確率が高いか自ら判断するよう促しておくこと。

しかし、最も大切なことは、追い込まれてからの避難ではなく、住民自らが「早く、賢く逃げる」風土を醸成しておくことである。住民の置かれている状況は千差万別である。行政は、個々に応じた避難情報の提供は不可能であることを率直に伝え、「いつ、どこへ逃げるか」を日頃から考えておくよう住民に求めること。

もちろん行政は、情報を的確に把握し、適切なタイミングと方法で伝えるため努力を行わなければならない。

### 2 判断の遅れは命取りになる。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。

広域的な災害が発生した時、また災害の発生が予測される時、トップは、災害対策本部（本庁）から離れることなく災害対応に集中しなければならない。トップの不在は、判断の遅れに繋がる。

### 3 人は逃げないものであることを知っておくこと。人間の心には、自分に迫りくる危険を過小に評価して心の平穏を保とうとする強い働きがある。災害の実態においても、心理学の実態においても、人は逃げ遅れている。避難勧告のタイミングはもちろん重要だが、危険情報を随時流し、緊迫感をもった言葉で語る等、逃げない傾向を持つ人を逃げる気にさせる技を身につけることはもっと重要である。

《人を逃がすための工夫》

- ① 早め早めに何度も情報を流し、危険が迫っていることをイメージしてもらう。
- ② 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令順序や意味を事前に伝える。

③防災行政無線放送は、ゆっくり丁寧に話すと危機感が伝わらない。いざというときは、最初は緊迫感のある声で、危険が迫っていることを伝える。また、繰り返しを冷静に話すと内容が正確に伝わる。

④最初に「緊急放送、緊急放送、避難勧告発令、避難勧告発令」等、重要事項や結論を伝える。

4 ボランティアセンターをすぐに立ち上げる。ボランティアは単なる労働力ではない。ボランティアが入ってくることで、被災者も勇気づけられる、町が明るくなる。

浸水被害を受けた場合、被災者だけで災害廃棄物の搬出や、泥だしを行うことは困難で、必ずボランティアの助けが必要になる。ニーズ調査を待っている時間をとられ、ボランティアの受入れが遅れる。まず発災直後にボランティアセンターを立ち上げ、ホームページ等で広く紹介すべきである。

5 トップはマスコミ等を通じてできる限り住民の前に姿を見せ、「市役所（町村役場）も全力をあげている」ことを伝え、被災者を励ますこと。自衛隊や消防の応援隊がやってきたこと等をいち早く伝えることで住民が平静さを取り戻すこともある。住民は、トップを見ている。

6 住民の苦しみや悲しみを理解し、トップはよく理解していることを伝えること。苦しみと悲しみの共有は被災者の心を慰めるとともに、連帯感を強め、復旧のばねになる。

例えば、災害廃棄物も元々はごみではない。それらが住民の貴重な財産であったことや、たくさん思い出の詰まったものであったことに思いを寄せること。

7 記者会見を毎日定時に行い、情報を出し続けること。情報を隠さないこと。マスコミは時として厄介であるし、仕事の邪魔になることもあるが、情報発信は支援の獲得につながる。明るいニュースは、住民を勇気づける。

マスコミの向こう側には、住民や心配してくれる人々がいる。全国への情報発信は、マスコミを通じて行われていることを忘れてはいけない。良いことも悪いことも報道されるが、たくさん情報発信のあった町に支援が集まる傾向がある。被災住民にとっても重要な情報源である。災害後、被災住民にとって一番つらいのは世間から忘れ去られることである。

8 大量のごみが出てくる。広い仮置き場をすぐに手配すること。畳、家電製品、タイヤ等、市民に極力分別を求めること（事後の処理が早く済む）。

大量に排出された災害廃棄物を、地元のごみ処理施設だけで処理することはできないため、他の自治体の処理施設に支援を求めることになる。しかし、災害廃棄物が分別できていないと、受け入れてくれる施設が見つからず、途方にくれることになる。疲労した住民からは苦情が出るが、極力住民に排出時の分別を求め、それができなくても、広めの仮置き場を設置し、持ち込み段階で「可燃ごみ」「不燃ごみ」「畳」「家電製品」「木質ごみ」等に分別して集積すると、以降の処理にかかる時間が短縮されるだけでなく、処理経費を大幅に削減することができる。

9 お金のことは後で何とかなる。住民を救うために必要なことは果敢に実行すべきである。とりわけ災害発生直後には、職員に対して「お金のことは心配するな。市長（町村長）が何とかする。やるべきことはすべてやれ」と見えを切ることも必要。

災害発生直後に一番心がけなければならないことは、スピーディな判断と行動である。トップは、全ての責任を取る覚悟で、職員を信じて任せる勇気が必要である。大見えを切ることで、職員は奮い立つ。

10 忙しくても視察は嫌がらずに受け入れること。現場を見た人たちは必ず味方になってくれる。

11 応援・救援に来てくれた人々へ感謝の言葉を伝え続けること。職員も被災者である。職員とその家族への感謝も伝えること。